

令和5年12月8日

保護者の皆様

廿日市市立大野東中学校  
校長 谷川 清二

## 防寒着について

寒気の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動に対しましてご理解・ご支援をいただきまして誠に有難うございます。

さて、防寒着についての本校の規程は次の通りです。必要に応じて着用の判断をしていただくとともに、正しい服装で学校生活を過ごせるようご協力をよろしくお願い致します。

### ○防寒着の規程について（抜粋：生徒指導規程第5条）

- (5) 防寒のため、ブレザーの下に本校指定のセーターやカーディガン、ベストを着用してもよい。また、それに準ずる型（Vネック）で、無地、「黒、紺、灰」色のものを代用してもよい。ただし、ブレザーからはみ出すような丈や袖のものは不可とする。
- (6) 原則セーターやカーディガン、ベストが最上衣となる着方は不可とする。暑い場合はセーター等を脱いで、ブレザーを着用すること。ただし、授業中においては教員の指示によりその限りではない。
- (7) 防寒のため、手袋、マフラー、ネックウォーマーを着用してもよい。ただし、黒・白・紺・灰色を基調とした華美でないものとする。ただし、学校生活に不適切な丈やデザインは不可とする。また、校内での着用は認めない。
- (8) 防寒のため、黒・肌色で無地のタイツ（腰からつま先までを覆うもの）又はスパッツ（腰からくるぶしまでを覆うもの）を着用してもよい。また、基本的には靴下（第4条（3）に定める）を着用するが、黒色のタイツを着用しているときは靴下を履かなくてもよい。ただし、体育の授業等で体操服に着替える場合は、長ズボン着用時のみタイツ又はスパッツの着用ができる。ハーフパンツ着用時は不可とするため、靴下を履くこと。
- (11) スラックスやスカートの下に、ジャージを着用することは不可とする（ハーフパンツは可）。

### ○厳寒期の制服の上に着る防寒着と授業中の膝掛けについて

12月11日から登下校時に、ジャンパーやコート等の上着を着用しても良いこととします。

また、授業中に膝掛けを使用しても良いこととします。

ただし、ボアなどの素材で毛が落ちたり、装飾が取れたりする可能性があるものは避けてください。

脱いだものを教室内のロッカーで管理ができるように、小さくまとめられるようなものとしてください。